

厚生労働大臣が定める掲示事項等について、下記のとおりお知らせします。

入院基本料に関する事項	
<p>当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護をおこなっている保険医療機関です。各病棟の基準については、次のとおりです。</p>	
<p>西 1 病棟 精神病棟 ※認知症 治療病棟 60 床</p>	<p>1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 時 45 分～17 時 30 分 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、12 人以内です。 ・ 17 時 30 分～0 時 45 分 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、30 人以内です。 ・ 0 時 45 分～8 時 45 分 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は、30 人以内です。 <p>看護職員の 20%以上は、看護師です。また、看護補助者 1 人あたりの受け持ち患者数は 9 人以内です。</p>
<p>西 2 病棟 精神病棟 ※精神療養 病棟 48 床</p>	<p>1 日に 10 人以上の看護要員（看護師・准看護師および看護補助者）が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 時 45 分～17 時 30 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、8 人以内です。 ・ 17 時 30 分～0 時 45 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、24 人以内です。 ・ 0 時 45 分～8 時 45 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、24 人以内です。 <p>看護要員の 50%以上は、看護職員（看護師・准看護師）です。また、看護職員の 20%以上は、看護師です。</p>
<p>西 3 病棟 精神病棟 ※精神療養 病棟 53 床</p>	<p>1 日に 11 人以上の看護要員（看護師・准看護師および看護補助者）が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 時 45 分～17 時 30 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、8 人以内です。 ・ 17 時 30 分～0 時 45 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、27 人以内です。 ・ 0 時 45 分～8 時 45 分 看護要員 1 人あたりの受け持ち数は、27 人以内です。 <p>看護要員の 50%以上は、看護職員（看護師・准看護師）です。また、看護職員の 20%以上は、看護師です。</p>

<p>東病棟</p> <p>精神病棟</p> <p>※精神科救急急性期医療病棟</p> <p>54床</p>	<p>1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8時45分～17時30分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、8人以内です。 ・ 17時30分～0時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、18人以内です。 ・ 0時45分～8時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、18人以内です。 <p>看護職員の40%以上は、看護師です。</p> <p>また、月平均1日あたり6人以上の看護補助者が勤務しています。</p>
<p>北病棟</p> <p>精神病棟</p> <p>※精神療養病棟</p> <p>43床</p>	<p>1日に9人以上の看護要員(看護師・准看護師および看護補助者)が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8時45分～17時30分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、9人以内です。 ・ 17時30分～0時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、22人以内です。 ・ 0時45分～8時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、22人以内です。 <p>看護要員の50%以上は、看護職員(看護師・准看護師)です。</p> <p>また、看護職員の20%以上は、看護師です。</p>
<p>南病棟</p> <p>療養病棟</p> <p>50床</p>	<p>1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び8人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯ごとの配置は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8時45分～17時30分 看護職員および看護補助者1人あたりの受け持ち数は、看護職員13人以内、看護補助者9人以内です。 ・ 17時30分～0時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、25人以内です。 ・ 0時45分～8時45分 看護職員1人あたりの受け持ち数は、25人以内です。 <p>看護職員の20%以上は、看護師です。</p>
<p>◆夜間における勤務については、看護要員が常時2人以上おり、精神病棟においては、看護職員を2人以上、療養病棟については、看護職員と看護補助者の計3人以上を配置しています。</p>	
<p>◆患者負担による付き添い看護は、認められていません。</p>	

令和7年10月

渡辺病院管理者 院長 渡辺 憲